

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和5年第4回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年8月31日（木）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時41分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員		
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校 ICT 推進担当課長
	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	松本 令子 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長	柳瀬 晴夫 子ども施設運営課長
	蜂谷 勝巳 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長	物江 耕一郎 青少年課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	早崎 直人 支援管理課長	森田 路子 教育相談課長
	高橋 徹 こども家庭支援課長	石井 高雄 中部地区建設課長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長
	内田 和男 生涯学習支援課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
欠 席 者	大山 日出夫 教育長、八尋 崇 教育指導課長		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年8月31日

第4回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○事務局 ただいまから、本年第4回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は大山教育長が欠席のため、教育長職務代理者である小関委員に議事の進行をお願いいたします。

○教育長職務代理者 承知いたしました。それでは進行をいたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

-----◇-----

初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に早川委員、倉橋委員をご指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第58号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長職務代理者 第58号議案について、絵野沢学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 恐れ入りますがお手元の資料の4ページをお開きください。第58号議案の説明資料となっております。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、令和5年度から給付型奨学金制度を開始いたしまして、初年度としては入学後に支給の決定を行っているところではあります。今後、令和6年度対象者からは入学金の支給時期を6年度に入ってからではなくて、前倒しで支給ができるように条例の改正をお願いするものでございます。

項番2番としまして、改正内容を記載させていただいております。3点ございますが、1点目が確認

大学等に入学前、進学前に給付が必要な場合という根幹のところの条文の追記をさせていただいております。

また2番については、奨学金の給付を決定した候補者が、給付内容の変更が生じた場合に、申請の義務を課すること。またそれに対して予算の範囲内で変更決定を区長が行う規定を追加いたしました。

また3番目のポイントとしましては、給付決定の取消しの規定も追加をさせていただいたところでございます。

5ページから6ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

施行年月日については、令和5年度12月1日からを予定しております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第58号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。ないようですので、これより第58号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第59号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長職務代理者 第59号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の9ページをお開きください。

第59号議案説明資料でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

まず条例改正の理由ですけれども、2点ございまして、1点目が、東京都の方針を受けまして区として0から2歳児の第二子保育料の無償化を実施するために改正をお願いするものでございます。また2点目といたしまして、令和5年4月1日に子ども・子育て支援法の一部が改正されまして、それを受けて条文の一部を改正するものでございます。

2番「主な改正内容」です。(1)の無償化ですけれども、こちらにつきましては表にございますとおり、0から2歳児の第二子については、これまで第一子保育料の半額を頂いていた課税世帯に対して無償化が実施されるということになります。約1,900人を想定しております。対象施設は2に記載のとおりです。

次に(2)の法改正による条文の改正ですけれども、ア、イ、ウにございますとおり、第1項という規定を削除する形でございます。

10ページです。施行年月日です。2番の(1)、無償化につきましては、令和5年10月1日からの施行でございます。

2の(2)につきましては、令和5年4月1日に遡及しての適用という形でございます。

11ページからが、条例の新旧対照表でございます。また16ページからは、今回の法律改正に伴いました保育料の比較表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第59号議案についてご意見、ご質問ありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご審議はございますでしょうか。質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第59号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利

用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第60号議案「『令和5年度足立区一般会計第5号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理者 第60号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料21ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、予算案の作成について足立区長より意見を求められているものでございます。

こちらにつきましては、詳しい内容は22ページ以降に記載がございますけれども、保育料の第二子無償化、それから小学校の給食費無償化を実施するための経費を含む補正予算でございますので、教育委員会としては、これを異議ないものとしたしたいと思います。と思っております。

どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第60号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますでしょうか。

○早川委員 賛成でございますが、東京都からの補助金とか、そういうもの、今は出ておりますけれども、これが外される可能性もありますよね。ないですか。

○教育長職務代理者 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 今回の補正に関しまして、都支出金で3億4,400万円余というのを得ております。これは無償化に伴う都の補助金ということです。

今回は基本的に東京都がそういう方針を打ち出しまして、それを受けて区が実施する形になりますので、少なくともこの部分に関して、都が途中で補助金をなくすということはちょっと考えにくいかなと思っております。

ですので、今回の第二子の無償化に関してはその心配はないかなと思っております。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 よろしいですか。ほかにはございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第60号『令和5年度足立区一般会計第5号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長

日程第4、第61号議案『旧江北小学校解体その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理者 第61号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります資料27ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらの「契約の相手方」でございます。1番でございます株式会社関口興業となっております。

「契約金額」につきましては、4億1,600万円余となっております。

こちらについても異議ないものとしたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第61号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いします。ご質疑はございませんか。

早川委員。

○早川委員 この間も産業医の関係の勉強会で、このアスベストに関しては、解体しなければいけない過去のものはここ数年が山で、これからがすごく問題になってくると。

実際にこの4億1,668万円の内のアスベストに関わるのは、大体でいいのですけれども、幾らぐらいなのでしょう。

○教育長職務代理者 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 大体1億円ぐらにかかっているという感じです。

○早川委員 そんなにですか。

○教育長職務代理者 よろしいですか。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理者 ほかにございますか。

倉橋委員。

○倉橋委員 解体ということの話ではないのですけれども、今後これを解体して、その後何になるのかということは、ある程度というか決定はしているのでしょうか。

○教育長職務代理者 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 解体後、今のところ公園の予定ということで伺っております。

○倉橋委員 ありがとうございます。あともう1点、イチョウの木があったと思うのですけれども。公園になるということは、そのイチョウの木は残ったりするのでしょうか。

○教育長職務代理者 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 イチョウの木をなるべく残すよ

うにということで、地元からお話を伺っていますので、イチョウの木を残しながら、こういう計画を進めていきたいと考えてございます。

○倉橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長職務代理人 よろしいですか。

久保田委員。

○久保田委員 落札の仕組みが分からないので、教えてください。先ほどあったようにアスベスト等を十分なチェックをした上で予算を出していると思います。

解体をしながら、今まで予定されていなかったような課題が見つかった場合に、予算がたくさんかかることもあるように思います。

その場合はどのように対応するのか、それともこの予算の中で全てを収めるのか、その点を教えていただけるとありがたいのですが。

○教育長職務代理人 中部地区建設課長。

○中部地区建設課長 久保田委員のおっしゃるとおり、解体すると地中障害物等で見えないものが出てくる場合もございます。その場合はどうしても設計変更という形になりますので、その案件に対して、工事変更をしていく状況でございます。

○久保田委員 ありがとうございます。

○教育長職務代理人 よろしいですか。ほかには大丈夫ですか。

それでは、ないようですので、これより第61号議案「『旧江北小学校解体その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理人 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

それでは、石井中部地区建設課長については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れ様でした。

それでは、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第62号議案「『理科教育設備品の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理人 第62号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります資料31ページをお開きください。

第62号議案でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちら「契約の相手方」、有限会社あづま商店。「契約金額」は3,900万円余となっております。契約の中味につきましては、7番に記載のとおりでございます。

こちらについても、異議ないものとしたしたいと思います。

以上でございます。

○教育長職務代理人 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第62号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご異議はございますか。

久保田委員。

○久保田委員 契約の相手方については、これといって問題はないです。この契約内容、つまり顕微鏡などの実験器具はどのような順番で要望していますか。もしくは学校からの要望の結果でしょうか。

○教育長職務代理人 学校支援課長。

○学校支援課長 国でこのような設備をとということで例示されていまして、現場の校長会の理科の担当の先生から品目については選んでいただいて、毎年購入しているものでございます。

○久保田委員 区内全部にということですね。

○教育長職務代理人 学校支援課長。

○学校支援課長 小学校についてはそうです。顕微鏡については、1校7台ずつ。撮影装置については、

1校1台。中学校は1校10台ずつの購入でございます。

○久保田委員 それぞれの老朽化は同じペースで進むとはいえないと考えます。ただし、以前から同じような方式、つまり同時に全部取り替えるということをやっている場合は別です。そうではない場合、各学校の状況に対応せず一気に入れ替えると、使えるものも廃棄することになると思います。

○教育長職務代理人 学校支援課長。

○学校支援課長 この補助金を使って購入した場合は、きちんと台帳で管理して、廃棄する場合も適切に廃棄することになっていますので、老朽化したものは適切に買い換えて新しいものにするなど、今後もきちんと管理していきたいと思っております。

○教育長職務代理人 ほかにはございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第62号議案『理科教育設備品の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採択いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理人 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

それでは、日程第6、第63号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関するその他の意見でありますので、非公開の会議といたしたいと思っております。

お諮りいたします。第63号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長職務代理人 挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

今日は傍聴の方はいらっしゃいませんか。

○教育政策担当係長 いません。

○教育長職務代理人 それでは、いらっしゃらないよ

うですので、このまま審議に入ります。

—————(非公開議案審議中)—————

—————◇—————

次に日程第7、教育長報告を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に替えさせていただきます。

ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、(1)について田巻教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 本編資料34ページをお開きください。4月に行いました区学力調査の結果を報告いたします。

まず項番1の「結果概要」に記載のとおりなのですが、全体的な傾向としましては、通過率は前年度より改善傾向。平均正答率を全国値と比べましても、一部の学年、教科を除いて全体的に全国値を上回っておりましたので、長引くコロナ禍の影響は最小限に抑えているなどという見立てになっております。

そうは言っても、後ほど数字を見ていただくと、目標値自体も低かったりはするのですが、正答率も一部極端に低い教科もありますので、その辺りは学習指導要領で求められている力を問われているのだということを受け止めて、一層授業改善を推進していく必要があるといったことを記載しております。

今後なのですけれども、エビデンスに基づく授業改善を推進しながら、数字も見ながらなのですけど、特に厳しい学校は、学校の実態と突き合わせながら具体的に個別に改善支援に努めて参ります。

35ページが全体的な通過率を経年でお示したグラフ。36、37ページは学年ごとの教科別の通過率と正答率をお示しております。

見方なのですけれども、通過率については令和4

年度、前年度を上回っているところを太字で強調しております。正答率については、全国値を上回っているところを太字で強調しているという状況です。

4番、周知時期・方法ですけれども、今後、調査結果の報告書をまとめまして、冊子にするのと併せてホームページで公表して参ります。こういった数字は、全体的な傾向でございますので、個別の正答状況を見ながら個別支援に当たっていくところで、取組を進めているところです。

以上です。

○教育長職務代理人 次に(2)について平塚子ども施設入園課長、お願いいたします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 恐れ入ります、39ページをお開きいただければと存じます。

件名、所管部課名、記載のとおりでございます。

先ほど条例の改正案のご説明をさせていただきましたけれども、それに付随するものでございます。認可保育所等の保育料が10月以降無償化になるということで、それに付随しまして認証保育所であるとか幼稚園であるとか、そういったところの補助の拡充をするものでございます。

項番の1でございますけれども、「認可保育施設等の保育料無償化の実施」というところで、現在、保育料がかかっているのは0歳から2歳児クラスの課税世帯のうち、第一子、第二子だけ。ほかは全て無償化になっているのですけれども、今回このうちの第二子が無償化になるというものでございます。こちらにつきましては、保育料は条例で規定されておりますので、条例改正案として今後上程させていただくところでございます。

項番の2でございますけれども、「認証保育所利用者への第2子に対する補助額拡充の実施」ということで、こちらは認可保育所等と条件を合わせるような形で補助の拡充をするものでございます。こちら第二子の部分でございますけれども、第三子以降に対する補助額の上限額と同等程度に補助額を引き上げるところでございます。

ページをおめくりいただきまして、40ページをお開きいただければと思います。項番の3、「私立幼稚園の利用者への補助拡充の実施」というところでございますけれども、(1)番としまして、多子計算に係る年齢制限の緩和というところでございます。現状、小学校3年生までのご兄弟の方に対しては、第一子、それ以降第二子、第三子と見ているところですので、小学4年生の方は、第一子というカウントはしないのですが、今後、これを10月以降は生計が同一であれば、小学校4年生以上の方であっても第一子としてカウントするというところで、条件を緩和するというのが第1点でございます。

次に(2)の部分でございます。まず3歳児クラスにお通いになっている方で、預かり保育を受けている、使っていらっしゃる方、こちらの方につきましては、3歳の方、非課税の方であれば、補助額月1万6,300円までという補助があったのですけれども、この枠を拡大して第二子、第三子の方、あとは満3歳クラスの中の2歳児の方に関しても補助を拡充するというものでございます。

次に項番の4なのですが、ベビーシッターの利用支援事業。待機児支援における利用料補助の新設というところで、これ何のことかと言いますと、認可保育施設の申し込みをされていて、利用は不承諾になって待機になっている方。ベビーシッターの利用を希望される方について、利用の補助をするというものでございます。こちらにつきましても、認可保育所等と同程度になるように無償化の措置、上限が組まれて補助をするものでございます。対象になるのは0歳から2歳の家庭、第二子、第三子。月額3万3,000円まで補助となっておりますけれども、実際にこれを適用すると無料になるというものでございます。

私からは以上でございます。

○教育長職務代理人 次に(3)について、早崎支援管理課長、お願いいたします。

支援管理課長。

○支援管理課長 42ページをお開きいただきたいと

思います。

私からは「令和6年度ペアレント・メンター事業形態の方向性について」ということでご報告をさせていただきたいと思います。

6年度から区が直営方式でやるというのが、大きな変更点でございます。検討した理由については、メンターと行政との緊密な連携を図る上で、こども支援センターげんきの相談支援機能を一体的に向上させるというものでございます。

項番2番を見ていただきますと、5年度までは受託事業者に一括をお願いをしているところでございますけれども、令和6年度、こちら運営主体を直営、区とさせていただいて、拠点もこども支援センターげんきでやらせていただきたいと思いますと思っております。

こちらで、できるだけ今、困っている方々を、幅広く受け止めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○教育長職務代理者 次に(4)について、田ヶ谷生涯学習支援室長、お願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 資料43ページでございます。

「ギャラクカフェの運営事業者公募について」でございます。

ギャラクシティの1階にギャラクカフェというレストランが入っております。こちらの事業者を今回募集するというので、来年の4月1日から令和7年3月31日までの1年間ということでございます。令和7年4月1日からギャラクシティが大規模改修を予定しているということで、1年間の募集ということになります。

使用料につきましては、選定事業者の提案価格としまして、スケジュールについては項番3番、表のとおりでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理者 次に(5)について、内田生涯学習支援課長、お願いいたします。

生涯学習支援課長。

○生涯学習支援課長 私からは、「生涯学習総合施設(学びピア21) レストランの運営事業者公募について」ご報告いたします。

所管部課名につきましては記載のとおりです。

こちら学びピア21の7階のレストランの運営事業者を公募により選定するものでございます。項番1「対象施設」につきましては、学びピア21、7階のレストラン。所在地は記載のとおりでございます。

項番2「行政財産目的外使用許可」ということで、許可期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しております。使用料につきましては、選定事業者の提案価格としたいと考えてございます。

項番3「スケジュール(案)」につきましては記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいま各所管から報告事項がありました、これらの件につきまして各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

早川委員。

○早川委員 37ページの学力のことについてです。

この間、教科書採択を行ったばかりで、そのときに英語に関して、中2になるまでに3割ぐらい嫌いになっているという、そういう話を聞きました。確かに中1の目標値に対する通過率はまあまあいいのが、中2になると、がくっと落ちてしまう。多分この辺に何か、教科書のせいなのかそれは分かりませんが、何か根本的に萎んでどんどん落ちていくばかりで。数学も落ちているかもしれませんが、数学はそこまでひどくないのかなと。令和5年度もちよっとよくなかったかなと。しかし、教育委員会としてこの辺はすごく責任があるのかなと感じます。

どうしたらいいのか私も考えなければいけないのかなと思いますけれども。やっぱり現場の学校の先生と子どもたちの、学校の先生の指導とかそういう方も頑張ってください、ぜひ定着力を身につけた

いなと改めて思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 教育政策課長。

○教育政策課長 英語はまず嫌いにならないようにということで、まず小学校の段階では少しでも英語嫌いが生まれぬような授業展開というのは、大事にしていきたいなと思っています。授業が面白いといっても、その面白さの本質はアカデミックな部分での面白さ、小学校の中で追究できるような授業改善に努めていきたいと思っています。

また中2のところ落ちるとするのは、おっしゃるとおりで。中1の英語というのは、小学校のある程度到達、達成状況なのですが、中2の4月というのは、中1のところ英語の二極化を生じてしまっているということが数字で表れているのだと思っています。

内容を分析しましても、これまで大切にしてきたまとまりのある文書を読んで、その大意をつかんで答えていくところがまだまだ課題だったりする部分もありますので、これまで授業改善に取り組んできたことをまた大事にしながら、教科別研修会の中で、全教員でしっかりやっているのですが、そういった中で伝えていきたいなと考えているところがございます。

○教育長職務代理者 ほかにはありますか。

久保田委員。

○久保田委員 これを受けて授業改善をしていくとの話でした。そこが一番重要なことであると思われま。今までどのような流れでそのような授業改善の推進をしているのか教えていただけるとありがたいです。

○教育長職務代理者 教育政策課長。

○教育政策課長 中学校に関しましては、国数英3教科、全教員皆で研修を年に3回程度やっております。そういった中で、学力調査の傾向なんかも当然、エビデンスを示しながら課題なども認識して、外部の講師の先生からも助言も頂いております。

また研修の在り方としましても、こういったデー

タを自分のところの状況はどうかと取り上げて、それをどう生かしていくのか。インターバルで課題を与えたりもしておりますし、あとはいろいろやっているのですけれども、今回は学力調査結果の活用をちょっと工夫しまして、このデータをどう分析して、それをどう授業改善に生かしたかというのをモデル的に教員に取り組んでもらって、それをこの報告書の中で展開することで、いろいろな事例として教員に紹介できれば、そんなことも考えております。

○久保田委員 ありがとうございます。多分上から言っても先生方は、うまく動かないでしょう。そういったモデルというか、身近な事例をもらえることは非常にありがたいことだろうと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 よろしいですか。

○久保田委員 はい。

○教育長職務代理者 司会ですけれども、田巻課長のところばかりの質問で申し訳ないのですが、

区の調査の37ページの数学を見ますと、令和5年の数学の目標値が中2、41.2、中3、40.5。目標値そのものが低いです。これは意図があつて、こういう問題が出されているとは聞いているのですが、対外的に理由を説明しておかないと、特に教員です。こういう問題が出されている背景にどんなものがあるのか、何が足りないからこういう目標値に落ちているのかとか、その辺を具体的に説明しておかないと、多分これからも同じ問題の傾向が出されるのではないかなと思うのです。

そういったときに、各学校の対応として何が必要なのかということを引きつと説明しておかないと、変わらないのではないかなと思うのですが、その辺、学定として、どういうふうを考えているかを教えていただければと思います。

教育政策課長。

○教育政策課長 特に算数、数学、高学年以降の数字が低くなっているというのは、これはベネッセになってから我々も非常に感じているところです。

平均点が低くなって、その結果目標値も下がって

いるわけなのですけれども。この点について説明をこれまで求めているのですが、算数、数学に関してはこれぐらいの難易度がないと弁別性がつかないと。できる子とできない子が団子になってしまうので、そこをちゃんと区別するためには、これぐらいにしていかないと、なかなか細かい分析ができないということで、そういう意図を持った出題をしているという説明を受けております。

参考までに、今回の数学でも何でこういう低い結果になっているのかという説明を求めたときも、やはり学習指導要領で求められている資質を問う問題が実際出されているというのは確認しておりますので、それを今の授業の中でどういう力を身につけさせていかなければいけないのかというのは、ここの出題の意図から逆算して、現場に伝えていく必要はあると思っておりますので、いろいろな通信等でそういったことは現場にも紹介していきたいと思っております。

ただ、一方で中1の英語は全国値に至っていないのですけれども、中1の英語に関して、これは果たして学習指導要領で問われている内容なのか、こちらから疑問を呈していく部分もあり、それはちょっと細かく意見交換をしている状況もあります。またその辺は動きがありましたらお知らせしたいと思っております。

以上です。

○教育長職務代理人 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかは。ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

それ以外のところで、何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本年第4回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時41分閉会

令和5年第4回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和5年8月31日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第58号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について…	2
日程第2 第59号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について……………	7
日程第3 第60号議案 「令和5年度足立区一般会計第5号補正予算(案)」に関する教育委員会の意見について	20
日程第4 第61号議案 「旧江北小学校解体その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……………	26
日程第5 第62号議案 「理科教育設備品の購入について」に関する教育委員会の意見について……………	30
日程第6 第63号議案 足立区立郷土博物館協議会委員の委嘱及び任命について…………	別冊
日程第7 教育長報告	

2 報告事項

- (1) 令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果(学力部分)について
《田巻 教育政策課長》 34
- (2) 就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について
《平塚 子ども施設入園課長》 39
- (3) 令和6年度ペアレント・メンター事業形態の方向性について
《早崎 支援管理課長》 42
- (4) ギャラクカフェの運営事業者公募について
《田ヶ谷 生涯学習支援室長》 43
- (5) 生涯学習総合施設(学びピア21)レストランの運営事業者公募について
《内田 生涯学習支援課長》 44

3 情報連絡事項

- (1) 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱状の不交付について
[子ども政策課、子ども施設入園課] 45
- (2) いづみ保育園の再開後の状況について [私立保育園課] 46
- (3) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 47
- (4) 旧千寿第五小学校跡地の私立学校認可について [教育相談課] 48
- (5) 事業実施報告・実施予定 [生涯学習振興公社] 49

第58号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和5年8月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在学する者」の次に「（その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（給付の変更申請及び変更決定）

第7条の2 前条第1項の規定による奨学金の給付決定を受けた奨学生等候補者は、当該給付決定の内容に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、奨学金の給付の変更決定に係る申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定により奨学生等候補者から申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、当該給付の変更の決定を行う。

第9条に次の1号を加える。

（6） 入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者にあつては、当該給付の対象となった確認大学等に入学又は進級をしなかつたとき。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条及び第9条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。

(提案理由)

足立区育英資金事業について、区民ニーズに沿った利用しやすい制度への変更を目的として条例を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 8 号議案説明資料

令和 5 年 8 月 3 1 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>足立区育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>1 改正理由 令和 5 年度から給付型奨学金制度を開始し、入学後に支給を行った。区民から「入学金は入学前に支払う必要があるため、支給時期を早めてほしい」との意見が多く寄せられたため、入学金の支給時期の前倒し等に関する条例改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、P 5～6、新旧対照表のとおり） (1) 第 2 条「給付の資格」に「確認大学等に入学前又は進級前に給付が必要な場合」を追加する。 (2) 第 7 条の 2「給付の変更申請及び変更決定」として、奨学金の給付決定を受けた奨学生候補者に対して、給付決定内容に変更が生じた場合の変更申請の義務を追加する。また、区長は、その申請に対して、予算の範囲内で変更決定を行う。 (3) 第 9 条「給付決定の取消し」に、「入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者が、対象の確認大学等に入学又は進級をしなかったとき」を追加する。</p> <p>3 新旧対照表 P 5～6 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針 関係する条例施行規則等について、必要な改正を行い規定整備を図っていく。</p>

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>第1条～第1条の3 省略 (給付の資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。））に入学又は進級をし、在学する者_____であること。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第3条～第7条 省略 (新設)</p> <p>第8条 省略 (給付決定の取消し)</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>第1条～第1条の3 現行のとおり (給付の資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 現行のとおり</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。））に入学又は進級をし、在学する者<u>(その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者)</u>であること。</p> <p>(3)～(6) 現行のとおり</p> <p>第3条～第7条 現行のとおり (給付の変更申請及び変更決定)</p> <p>第7条の2 <u>前条第1項の規定による奨学金の給付決定を受けた奨学生等候補者は、当該給付決定の内容に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、奨学金の給付の変更決定に係る申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定により奨学生等候補者から申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、当該給付の変更の決定を行う。</u></p> <p>第8条 現行のとおり (給付決定の取消し)</p>

改正前	改正後
<p>第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 新設</u></p>	<p>第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 現行のとおり</p> <p><u>(6) 入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者にあつては、当該給付の対象となった確認大学等に入学又は進級をしなかったとき。</u></p>
<p>第10条～第14条 省略</p>	<p>第10条～第14条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の第2条及び第9条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。</p>

第 5 9 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

付則第 9 条及び第 1 0 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 2 条 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項本文中「以下同じ。」を削り、「2 人目の子ども」を「2 人目以降の子ども」に、「別表第 1 から別表第 4 までに定める額に 0. 5 を乗じて得た額」を「0 円」に改め、同項ただし書及び同条第 2 項を削る。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(提案理由)

東京都が進める保育所等利用多子世帯負担軽減事業による教育・保育施設等に係る第2子の保育料無償化の開始及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第59号議案説明資料

令和5年8月31日

件名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について															
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課															
内容	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) 子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を支援する都の方針に基づき、0～2歳児（課税世帯）の第2子保育料の無償化を実施する。</p> <p>(2) 令和5年4月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（平成24年法律第65号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、法第19条第2項が削除されたため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（新旧対照表及び認可保育施設等の保育料【案】はP11～19のとおり）</p> <p>(1) 第2子の保育料無償化</p> <p>ア 無償化の概要</p> <table border="1" data-bbox="481 1028 1433 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">児童数</th> <th colspan="2">0～2歳児</th> <th>3～5歳児</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)</td> <td rowspan="3">無償 (約600人)</td> <td rowspan="3">無償 (約7,600人)</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)</td> </tr> <tr> <td>第3子 以降</td> <td>無償 (約800人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ () 内の人数は対象者数</p> <p>イ 対象施設 認可保育所、認定こども園（長時間）、区立認可外保育施設、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育</p> <p>(2) 法改正による条文の改正</p> <p>ア 条例第4条第3項 「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。</p> <p>イ 条例第5条第1項 「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。</p> <p>ウ 条例付則第9条及び第10条 「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。</p>	児童数	0～2歳児		3～5歳児	課税	非課税	所得制限なし	第1子	区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)	第2子	「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)	第3子 以降	無償 (約800人)
児童数	0～2歳児		3～5歳児													
	課税	非課税	所得制限なし													
第1子	区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)													
第2子	「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)															
第3子 以降	無償 (約800人)															

	<p>3 施行年月日</p>
--	-----------------------

2の(1)は、令和5年10月1日から施行する。

2の(2)は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号 <u>令和5年●月●日条例第 号</u></p>
<p>第1条～第3条 省略 （特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）</p>	<p>第1条～第3条 現行のとおり （特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）</p>
<p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（<u>法第19条第1項第1号</u>に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保育の利用における利用者負担額の調整）</p>	<p>第4条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（<u>法第19条 第1号</u>に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保育の利用における利用者負担額の調整）</p>
<p>第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から</p>	<p>第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが<u>法第19条 第2号</u>又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から</p>

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
<p>別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</p>	<p>別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>第6条～第13条 省略</p>	<p>第6条～第13条 現行のとおり</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第8条 省略</p>	<p>第1条～第8条 現行のとおり</p>
<p>第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。</p>	<p>第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。</p>
<p>第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは、「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ（1）」とする。</p>	<p>第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは、「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ（1）」とする。</p>

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
第11条～第12条 省略	第11条～第12条 現行のとおり
付則別表第1～付則別表第3 省略	付則別表第1～付則別表第3 現行のとおり
別表第1～別表第6 省略	別表第1～別表第6 現行のとおり

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

第1条による改正後	第2条による改正後（令和5年10月1日施行）
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例
平成27年3月19日条例第37号	平成27年3月19日条例第37号
改正	改正
平成28年3月25日条例第33号	平成28年3月25日条例第33号
平成28年6月23日条例第50号	平成28年6月23日条例第50号
平成29年6月23日条例第31号	平成29年6月23日条例第31号
平成30年3月28日条例第29号	平成30年3月28日条例第29号
令和元年10月1日条例第15号	令和元年10月1日条例第15号
令和2年3月25日条例第19号	令和2年3月25日条例第19号
令和5年3月25日条例第19号	令和5年●月●日条例第 号
第1条～第4条 省略	第1条～第4条 現行のとおり
(保育の利用における利用者負担額の調整)	(保育の利用における利用者負担額の調整)
第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、 <u>2人目の子どもが法第19条第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額</u>	第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。_____）が2人以上いる場合で、 <u>2人目以降の子どもが法第19条第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、0円とする。</u>
<u>（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負</u>	

第1条による改正後	第2条による改正後（令和5年10月1日施行）
<p><u>担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</u></p>	
<p>2 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯の</p>	(削除)
<p><u>うち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号教育・保育給付認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、0円とする。</u></p>	
<p>第6条～第13条 省略</p>	<p>第6条～第13条 現行のとおり</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第12条 省略</p>	<p>第1条～第12条 現行のとおり</p>
<p>付則別表第1～付則別表第3 省略</p>	<p>付則別表第1～付則別表第3 現行のとおり</p>
	<p><u>付 則</u></p>
	<p><u>(施行期日等)</u></p>
	<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5</u></p>
	<p><u>年10月1日から施行する。</u></p>
	<p>2 <u>第1条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保</u></p>
	<p><u>育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用</u></p>
	<p><u>する。</u></p>
<p>別表第1～別表第6 省略</p>	<p>別表第1～別表第6 現行のとおり</p>

認可保育施設等の保育料【案】

1 認可保育所、認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

		【改正前】				【改正案】			
区基準 階層	階層区分の定義	3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
	【区民税所得割額】	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	7,200	7,100	3,600	3,550	7,200	7,100	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	9,100	8,900	4,550	4,450	9,100	8,900	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	12,000	11,800	6,000	5,900	12,000	11,800	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	13,900	13,700	6,950	6,850	13,900	13,700	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	15,000	14,700	7,500	7,350	15,000	14,700	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	21,000	20,600	10,500	10,300	21,000	20,600	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	24,700	24,300	12,350	12,150	24,700	24,300	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	27,500	27,000	13,750	13,500	27,500	27,000	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	29,600	29,100	14,800	14,550	29,600	29,100	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	31,500	31,000	15,750	15,500	31,500	31,000	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	33,500	32,900	16,750	16,450	33,500	32,900	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	35,200	34,600	17,600	17,300	35,200	34,600	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	37,000	36,400	18,500	18,200	37,000	36,400	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	38,500	37,800	19,250	18,900	38,500	37,800	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	41,200	40,500	20,600	20,250	41,200	40,500	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	42,700	42,000	21,350	21,000	42,700	42,000	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	44,200	43,400	22,100	21,700	44,200	43,400	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	45,500	44,700	22,750	22,350	45,500	44,700	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	47,000	46,200	23,500	23,100	47,000	46,200	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	51,400	50,500	25,700	25,250	51,400	50,500	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	57,900	56,900	28,950	28,450	57,900	56,900	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	63,700	62,600	31,850	31,300	63,700	62,600	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	68,500	67,300	34,250	33,650	68,500	67,300	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	71,900	70,700	35,950	35,350	71,900	70,700	0	0
D25	1,425,000 ~	75,500	74,200	37,750	37,100	75,500	74,200	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

※ 3~5歳児クラスの保育料は無償

2 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(給食実施)

区基準 階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	6,500	6,400	3,250	3,200	6,500	6,400	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	8,200	8,100	4,100	4,050	8,200	8,100	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	10,800	10,600	5,400	5,300	10,800	10,600	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	12,500	12,300	6,250	6,150	12,500	12,300	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	13,500	13,300	6,750	6,650	13,500	13,300	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	18,900	18,600	9,450	9,300	18,900	18,600	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	22,200	21,800	11,100	10,900	22,200	21,800	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	24,800	24,400	12,400	12,200	24,800	24,400	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	26,600	26,100	13,300	13,050	26,600	26,100	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	28,400	27,900	14,200	13,950	28,400	27,900	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	30,200	29,700	15,100	14,850	30,200	29,700	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	31,700	31,200	15,850	15,600	31,700	31,200	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	33,300	32,700	16,650	16,350	33,300	32,700	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	34,700	34,100	17,350	17,050	34,700	34,100	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	37,100	36,500	18,550	18,250	37,100	36,500	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	38,400	37,700	19,200	18,850	38,400	37,700	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	39,800	39,100	19,900	19,550	39,800	39,100	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	41,000	40,300	20,500	20,150	41,000	40,300	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	42,300	41,600	21,150	20,800	42,300	41,600	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	46,300	45,500	23,150	22,750	46,300	45,500	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	52,100	51,200	26,050	25,600	52,100	51,200	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	57,300	56,300	28,650	28,150	57,300	56,300	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	61,700	60,700	30,850	30,350	61,700	60,700	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	64,700	63,600	32,350	31,800	64,700	63,600	0	0
D25	1,425,000 ~	68,000	66,800	34,000	33,400	68,000	66,800	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

3 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(給食未実施)

区基準階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	5,200	5,100	2,600	2,550	5,200	5,100	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	6,600	6,500	3,300	3,250	6,600	6,500	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	8,600	8,500	4,300	4,250	8,600	8,500	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	10,000	9,800	5,000	4,900	10,000	9,800	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	10,800	10,600	5,400	5,300	10,800	10,600	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	15,100	14,800	7,550	7,400	15,100	14,800	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	17,800	17,500	8,900	8,750	17,800	17,500	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	19,800	19,500	9,900	9,750	19,800	19,500	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	21,300	20,900	10,650	10,450	21,300	20,900	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	22,700	22,300	11,350	11,150	22,700	22,300	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	24,200	23,800	12,100	11,900	24,200	23,800	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	25,400	25,000	12,700	12,500	25,400	25,000	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	26,600	26,100	13,300	13,050	26,600	26,100	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	27,800	27,300	13,900	13,650	27,800	27,300	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	29,700	29,200	14,850	14,600	29,700	29,200	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	30,700	30,200	15,350	15,100	30,700	30,200	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	31,800	31,300	15,900	15,650	31,800	31,300	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	32,800	32,200	16,400	16,100	32,800	32,200	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	33,800	33,200	16,900	16,600	33,800	33,200	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	37,000	36,400	18,500	18,200	37,000	36,400	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	41,700	41,000	20,850	20,500	41,700	41,000	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	45,800	45,000	22,900	22,500	45,800	45,000	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	49,400	48,600	24,700	24,300	49,400	48,600	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	51,800	50,900	25,900	25,450	51,800	50,900	0	0
D25	1,425,000 ~	54,400	53,500	27,200	26,750	54,400	53,500	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

4 居宅訪問型保育事業

区基準階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 12,199	13,200	13,000	6,600	6,500	13,200	13,000	0	0
D2	12,200 ~ 24,299	15,300	15,000	7,650	7,500	15,300	15,000	0	0
D3	24,300 ~ 36,499	17,400	17,100	8,700	8,550	17,400	17,100	0	0
D4	36,500 ~ 48,599	19,500	19,300	9,750	9,650	19,500	19,300	0	0
D5	48,600 ~ 60,699	22,100	21,700	11,050	10,850	22,100	21,700	0	0
D6	60,700 ~ 72,799	24,700	24,300	12,350	12,150	24,700	24,300	0	0
D7	72,800 ~ 84,899	27,300	26,800	13,650	13,400	27,300	26,800	0	0
D8	84,900 ~ 96,999	30,000	29,600	15,000	14,800	30,000	29,600	0	0
D9	97,000 ~ 114,999	33,600	33,000	16,800	16,500	33,600	33,000	0	0
D10	115,000 ~ 132,999	37,200	36,600	18,600	18,300	37,200	36,600	0	0
D11	133,000 ~ 150,999	40,800	40,100	20,400	20,050	40,800	40,100	0	0
D12	151,000 ~ 168,999	44,500	43,900	22,250	21,950	44,500	43,900	0	0
D13	169,000 ~ 201,999	48,600	47,800	24,300	23,900	48,600	47,800	0	0
D14	202,000 ~ 234,999	52,700	51,800	26,350	25,900	52,700	51,800	0	0
D15	235,000 ~ 267,999	56,800	55,800	28,400	27,900	56,800	55,800	0	0
D16	268,000 ~ 300,999	61,000	60,100	30,500	30,050	61,000	60,100	0	0
D17	301,000 ~ 324,999	65,700	64,600	32,850	32,300	65,700	64,600	0	0
D18	325,000 ~ 348,999	70,400	69,200	35,200	34,600	70,400	69,200	0	0
D19	349,000 ~ 372,999	75,100	73,800	37,550	36,900	75,100	73,800	0	0
D20	373,000 ~ 396,999	80,000	78,800	40,000	39,400	80,000	78,800	0	0
D21	397,000 ~ 420,999	84,800	83,400	42,400	41,700	84,800	83,400	0	0
D22	421,000 ~ 444,999	89,600	88,100	44,800	44,050	89,600	88,100	0	0
D23	445,000 ~ 468,999	94,400	92,800	47,200	46,400	94,400	92,800	0	0
D24	469,000 ~ 492,999	99,200	97,500	49,600	48,750	99,200	97,500	0	0
D25	493,000 ~	104,000	102,400	52,000	51,200	104,000	102,400	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

第 6 0 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計第 5 号補正予算（案）」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 5 年度足立区一般会計第 5 号補正予算（案）」に関する教
育委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計第 5 号補正予算（案）」について、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものど
する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 6 0 号議案説明資料

令和 5 年 8 月 3 1 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計第 5 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 予算名 令和 5 年度足立区一般会計第 5 号補正予算（案）</p> <p>2 主な内容 P 2 2 ～ 2 4 のとおり</p>

令和5年度教育関係第5号補正予算（案）について

(1) 一般会計（歳入）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
13	分担金及び負担金	958,556	△ 124,043	834,513
	1 負担金	958,556	△ 124,043	834,513
14	使用料及び手数料	349,236	△ 2,371	346,865
	1 使用料	349,236	△ 2,371	346,865
15	国庫支出金	9,477,316	0	9,477,316
	1 国庫負担金	8,459,668	0	8,459,668
	2 国庫補助金	1,013,210	0	1,013,210
	3 国庫委託金	4,438	0	4,438
16	都支出金	7,663,740	344,694	8,008,434
	1 都負担金	3,716,552	0	3,716,552
	2 都補助金	3,941,247	344,694	4,285,941
	3 都委託金	5,941	0	5,941
17	財産収入	56,802	0	56,802
	1 財産運用収入	56,502	0	56,502
	2 財産売払収入	300	0	300
18	寄付金	7,894	0	7,894
	1 寄付金	7,894	0	7,894
19	繰入金	5,911,701	△ 310,000	5,601,701
	1 基金繰入金	5,911,701	△ 310,000	5,601,701
21	諸収入	205,284	0	205,284
	3 貸付金元利収入	63,420	0	63,420
	5 雑入	141,864	0	141,864
22	特別区債	1,531,000	0	1,531,000
	2 教育債	1,531,000	0	1,531,000
歳 入 合 計		26,161,529	△ 91,720	26,069,809

令和5年度教育関係第5号補正予算（案）について

一般会計（歳出）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	4,154,701	0	4,154,701
	1 総務管理費	4,154,701	0	4,154,701
3	民生費	31,082,139	44,316	31,126,455
	2 児童福祉費	31,082,139	44,316	31,126,455
7	教育費	40,831,391	1,009,947	41,841,338
	1 教育総務費	9,088,358	1,078,899	10,167,257
	2 小学校費	12,185,591	556,808	12,742,399
	3 中学校費	11,296,013	△ 628,177	10,667,836
	4 校外施設費	287,637	0	287,637
	5 幼稚園費	4,509,098	3,899	4,512,997
	6 社会教育費	3,072,233	△ 3,046	3,069,187
	7 社会体育費	392,461	1,564	394,025
歳 出 合 計		76,068,231	1,054,263	77,122,494

(3) 債務負担行為

1 追加

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	子ども家庭支援システム構築	令和5年度から 令和6年度まで	33,493千円
2	東綾瀬中学校新築工事	令和6年度から 令和6年度まで	3,035,000千円
3	大谷田第一保育園併設建物耐震改修基本設計負担金	令和5年度から 令和7年度まで	708千円

2 変更

No.	事 項 名		期 間	限 度 額
1	郷土博物館常設展示改修業務委託	補正前	令和5年度から 令和6年度まで	223,578千円
		補正後	令和5年度から 令和6年度まで	275,139千円
2	足立区学力定着に関する総合調査委託	補正前	令和5年度から 令和6年度まで	48,763千円
		補正後	令和5年度から 令和6年度まで	53,347千円
3	英語マスター講座委託	補正前	令和5年度から 令和6年度まで	19,328千円
		補正後	令和5年度から 令和6年度まで	25,000千円
4	東渕江小学校仮設校舎賃借	補正前	令和5年度から 令和8年度まで	1,023,000千円
		補正後	令和5年度から 令和9年度まで	1,423,000千円

5足政財発第383号
令和5年8月18日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第3回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計第5号補正予算(案)

第 6 1 号議案

「旧江北小学校解体その他工事請負契約」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「旧江北小学校解体その他工事請負契約」に関する教育委員会の
意見について

「旧江北小学校解体その他工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第61号議案説明資料

令和5年8月31日

件名	「旧江北小学校解体その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内容	<p>1 契約の相手方 株式会社関口興業 代表取締役 関口 義一 東京都足立区西新井五丁目15番10号</p> <p>2 契約金額 416,680,000円(落札率91.29%)</p> <p>3 契約番号 5足総契契第010458号</p> <p>4 工期 契約締結の翌営業日から令和6年9月15日まで</p> <p>5 工事場所 足立区江北三丁目50番1号</p> <p>6 工事内容 (1) 建物概要 ア 校舎棟 (RC造 地上3階建) イ 体育館棟 (S造 地上2階建) ウ その他付属棟 (CB造 平屋・W造 平屋)</p> <p>(2) 延床面積: 5,601㎡</p> <p>(3) 工事概要 ア 敷地内建築物の解体工事 (アスベスト除去含む。) イ 外構工作物の一部撤去工事 ウ 解体後敷地整備工事</p> <p>7 その他 (1) 仮契約年月日 令和5年7月28日 (2) 入札・開札年月日 令和5年7月21日 (3) 入札参加事業者数 2者 (失格基準価格未満1者) (4) 予定価格 456,456,000円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第 号議案

旧江北小学校解体その他工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年9月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

旧江北小学校解体その他工事請負契約

旧江北小学校解体その他工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 旧江北小学校解体その他工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 416,680,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区西新井五丁目15番10号
株式会社関口興業
代表取締役 関口 義一 |
| 5 工 期 | 契約締結の翌営業日から令和6年9月15日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

5 足総契発第 7 8 2 号
令和 5 年 8 月 4 日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 5 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 旧江北小学校解体その他工事請負契約
- 2 理科教育設備品の購入について

以上



第 6 2 号議案

「理科教育設備品の購入について」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「理科教育設備品の購入について」に関する教育委員会の意見について

「理科教育設備品の購入」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 6 2 号議案説明資料

令和 5 年 8 月 3 1 日

件 名	「理科教育設備品の購入について」に関する教育委員会の意見について						
所管部課名	教育指導部教育政策課						
内 容	<p>1 契約の相手方 有限会社あづま商店 代表取締役 東 英徳 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号</p> <p>2 契約金額 3 9 , 3 7 6 , 3 5 9 円 (落札率 9 9 . 0 1 %)</p> <p>3 契約方法 指名競争入札</p> <p>4 契約番号 5 足総契契第 0 2 2 0 6 4 号</p> <p>5 納 期 限 令和 5 年 1 1 月 3 0 日</p> <p>6 納 入 場 所 千寿小学校外 1 0 1 校</p> <p>7 契約内容 理科教育設備整備のための物品購入</p> <p>(1) 小学校</p> <table data-bbox="411 1115 1150 1205" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 生物顕微鏡</td> <td style="text-align: right;">4 6 9 台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 理科実験観察撮影装置</td> <td style="text-align: right;">6 7 台</td> </tr> </table> <p>(2) 中学校</p> <table data-bbox="411 1265 1150 1305" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア オームの法則実験器</td> <td style="text-align: right;">3 5 0 台</td> </tr> </table> <p>8 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 2 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 7 月 2 6 日</p> <p>(3) 指名業者 1 0 者 (予定価格超過 5 者、辞退 4 者)</p> <p>(4) 予定価格 3 9 , 7 6 8 , 8 6 7 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	ア 生物顕微鏡	4 6 9 台	イ 理科実験観察撮影装置	6 7 台	ア オームの法則実験器	3 5 0 台
ア 生物顕微鏡	4 6 9 台						
イ 理科実験観察撮影装置	6 7 台						
ア オームの法則実験器	3 5 0 台						

第 号議案

理科教育設備品の購入について

上記の議案を提出する。

令和5年9月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

理科教育設備品の購入について

下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の内容 | 理科教育設備整備のための物品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 39,376,359円 |
| 4 | 契約の相手方 | 足立区千住元町18番3号
有限会社あづま商店
代表取締役 東 英徳 |
| 5 | 納期限 | 令和5年11月30日 |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

5 足総契発第 7 8 2 号
令和 5 年 8 月 4 日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 5 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 旧江北小学校解体その他工事請負契約
- 2 理科教育設備品の購入について

以上



教 育 委 員 会 報 告

令和5年8月31日

件 名	令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果 (学力部分) について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>令和5年4月13日に実施した、令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、学習定着度調査の結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>学習意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。</p> <p>1 結果概要</p> <p>(1) 学年・教科別の通過率は、全体的に前年度より改善傾向。正答率も中1及び中2の英語並びに中3の数学を除いて全て全国値を上回っており、長引くコロナ禍の影響を最小限に抑えている状況が見取れる。</p> <p>(2) 全国値を上回っていても正答率自体が低い教科・学年もあるため、学習指導要領で求められる育成すべき資質・能力を踏まえた授業改善を一層推進していく必要がある。</p> <p>(3) 学校を個別に見ると、通過率・正答率に学校間の格差が生じており、課題が見られる学校には重点的な支援が必要である。</p> <p>2 今後の取組</p> <p>(1) 育成すべき資質・能力を念頭に、調査結果の分析を踏まえたエビデンスに基づく授業改善を推進し、実践事例を教員間で共有するなど、よい取組事例の横展開を図っていく。</p> <p>(2) 調査結果を指導主事や学力定着指導員、教科指導専門員で共有した上で、本調査からみられる傾向と学校の実態とを比較して分析し、課題のある学校に対しては、それぞれの課題に応じて学校経営を支援していく。</p>

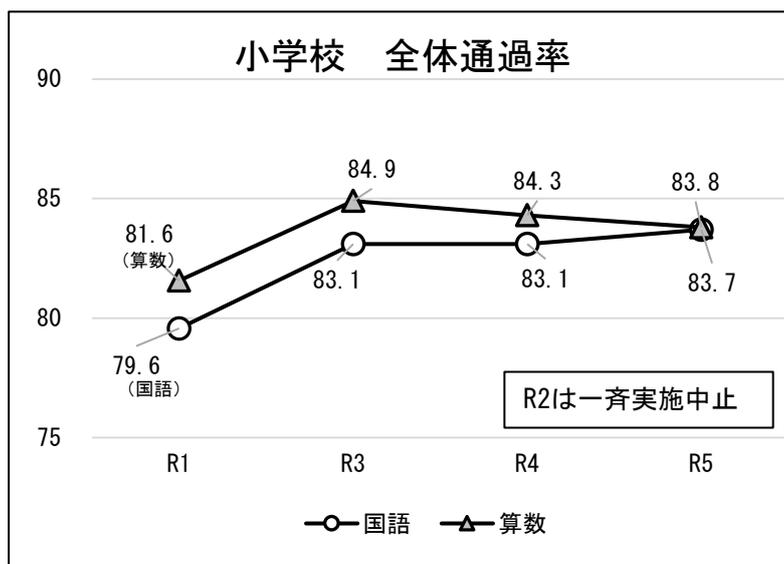
3 学習定着度調査結果

(1) 小・中学校全体の通過率 (※1) (単位：%)

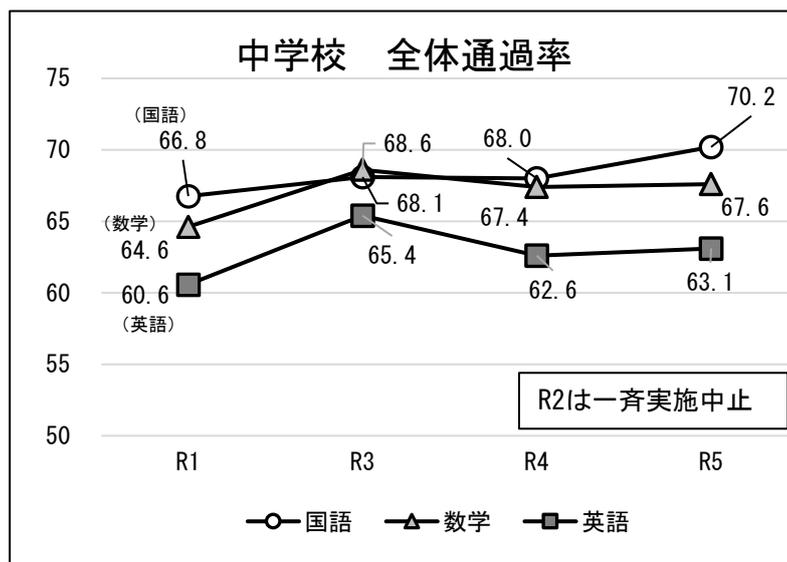
※1 通過率：目標値(※2)以上の正答があった児童・生徒の割合
(目標値以上児童・生徒数÷受検者数×100(%))

※2 目標値：前年度の基礎的な内容が理解できていれば正解できると期待される値(目標値正答率)

ア 小学校



イ 中学校



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業措置による児童・生徒への影響に配慮し、学校運営の正常化に向けた取組を最優先とすることから、一斉実施を取りやめた。

(2) 学年・教科別の目標値とこれを通過した割合である通過率及び正答率(※3) (単位:%)

表中の下線部の数値は、通過率はR5がR4を上回ったもの、正答率は全国値(※4)を上回ったものを表す。

※3 正答率: 出題数中何問正解したかの割合
(正答数÷出題数×100(%))

※4 全国値: 委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値

ア 小学校

(ア) 国語

	小2	小3	小4	小5	小6
目標値 (R4)	69.2	68.1	56.8	53.8	56.9
通過率 (R4)	86.9	86.8	83.7	79.6	78.6
目標値 (R5)	74.4	72.7	58.1	56.0	60.9
通過率 (R5)	84.1	85.9	86.1	83.4	79.0
正答率 (R4)	86.6	82.4	73.1	67.1	68.2
正答率 (R5)	88.2	86.7	77.9	75.2	71.8
(全国値)	(84.4)	(84.0)	(72.3)	(70.6)	(69.8)

(イ) 算数

	小2	小3	小4	小5	小6
目標値 (R4)	77.2	71.4	62.1	60.1	48.3
通過率 (R4)	92.5	88.0	85.4	74.7	81.5
目標値 (R5)	74.8	71.3	60.4	60.1	50.5
通過率 (R5)	92.9	87.0	84.8	76.6	78.1
正答率 (R4)	91.9	87.1	78.3	70.3	67.4
正答率 (R5)	89.3	85.6	76.3	70.7	67.8
(全国値)	(85.7)	(81.4)	(69.2)	(64.1)	(61.8)

イ 中学校

(ア) 国語

	中1	中2	中3
目標値 (R4)	65.7	61.2	68.7
通過率 (R4)	69.6	73.0	61.2
目標値 (R5)	67.1	66.0	71.6
通過率 (R5)	73.9	77.5	59.3
正答率 (R4)	72.6	71.7	71.7
正答率 (R5)	74.9	76.2	74.0
(全国値)	(72.2)	(73.7)	(72.6)

(イ) 数学

	中1	中2	中3
目標値 (R 4)	58.7	52.0	46.1
通過率 (R 4)	75.3	66.2	60.4
目標値 (R 5)	56.4	41.2	40.5
通過率 (R 5)	77.4	64.9	60.5
正答率 (R 4)	67.7	60.3	51.1
正答率 (R 5)	70.6	49.7	46.1
(全国値)	(66.4)	(48.5)	(46.1)

(ウ) 英語

	中1	中2	中3
目標値 (R 4)	81.0	51.3	53.0
通過率 (R 4)	71.3	52.4	63.6
目標値 (R 5)	65.5	57.1	55.6
通過率 (R 5)	76.5	55.0	57.8
正答率 (R 4)	87.2	53.4	63.1
正答率 (R 5)	73.7	60.1	60.1
(全国値)	(74.7)	(60.6)	(59.6)

4 周知時期・方法

- (1) 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」(冊子)にとりまとめ、12月下旬に関係機関に配付予定(ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、9月上旬を目途に区及び学校のホームページに掲載する)。
- (2) 報告書の「概要版」(リーフレット)を保護者に配付する。

※ 次頁、実施概要あり。

《参考》

【実施概要】

1 実施日

令和5年4月13日（木）

2 科目

(1) 小学校（2～6年生）：学習定着度調査（国語、算数）
学習意識調査

(2) 中学校（1～3年生）：学習定着度調査（国語、数学、英語）
学習意識調査

3 調査実施人数（単位：人）

(1) 小学校

	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	4,606	4,706	4,644	4,821	4,831	23,608
算数	4,608	4,707	4,647	4,825	4,837	23,624
意識調査	4,614	4,714	4,654	4,832	4,839	23,653

(2) 中学校

	1年	2年	3年	計
国語	4,150	4,095	4,123	12,368
数学	4,154	4,097	4,130	12,381
英語	4,153	4,096	4,131	12,380
意識調査	4,155	4,104	4,137	12,396

4 調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

教育委員会報告

令和5年8月31日

件名	就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について																																		
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課																																		
内容	<p>東京都が進める、子どもを2人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第2子の保育料無償化の方針を受けて、令和5年10月からの開始を予定している足立区における就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について報告する。</p> <p>1 認可保育施設等の保育料無償化の実施</p> <p>(1) 認可保育施設等の第2子(0～2歳児・課税世帯)の保育料を無償化する。</p> <table border="1" data-bbox="437 831 1426 1151"> <thead> <tr> <th rowspan="2">子ども数</th> <th colspan="2">0～2歳児クラス</th> <th>3～5歳児クラス</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)</td> <td rowspan="3">無償 (約600人)</td> <td rowspan="3">無償 (約7,600人)</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>無償(約800人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ ()内の人数は対象者数</p> <p>(2) 上記の無償化実施については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に令和5年7月20日に諮問し、同年8月8日に答申を受けており、別途条例改正案を上程する。</p> <p>2 認証保育所利用者への第2子に対する補助額拡充の実施</p> <p>クラス年齢に関わらず、第2子に対する補助額を第3子と同額まで拡充する。</p> <p>[保育の必要性なし]</p> <table border="1" data-bbox="437 1563 1426 2022"> <thead> <tr> <th rowspan="2">子ども数</th> <th colspan="2">0～2歳児クラス</th> <th>3～5歳児クラス</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>月40,000円まで 補助</td> <td>月42,000円まで 補助</td> <td>月37,000円まで 補助</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>拡充 月67,000円まで補助 (約270人) [拡充前: 月54,000円まで]</td> <td>拡充 月67,000円まで補助 (約10人) [拡充前: 月55,000円まで]</td> <td>拡充 月57,000円まで 補助 (約20人) [拡充前: 月47,000円まで]</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月67,000円まで 補助</td> <td>月67,000円まで 補助</td> <td>月57,000円まで 補助</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ ()内の人数は対象者数</p>	子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	課税	非課税	所得制限なし	第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)	第2子	無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]	第3子以降	無償(約800人)	子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	課税	非課税	所得制限なし	第1子	月40,000円まで 補助	月42,000円まで 補助	月37,000円まで 補助	第2子	拡充 月67,000円まで補助 (約270人) [拡充前: 月54,000円まで]	拡充 月67,000円まで補助 (約10人) [拡充前: 月55,000円まで]	拡充 月57,000円まで 補助 (約20人) [拡充前: 月47,000円まで]	第3子以降	月67,000円まで 補助	月67,000円まで 補助	月57,000円まで 補助
	子ども数		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス																														
課税		非課税	所得制限なし																																
第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)																																
第2子	無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]																																		
第3子以降	無償(約800人)																																		
子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス																																
	課税	非課税	所得制限なし																																
第1子	月40,000円まで 補助	月42,000円まで 補助	月37,000円まで 補助																																
第2子	拡充 月67,000円まで補助 (約270人) [拡充前: 月54,000円まで]	拡充 月67,000円まで補助 (約10人) [拡充前: 月55,000円まで]	拡充 月57,000円まで 補助 (約20人) [拡充前: 月47,000円まで]																																
第3子以降	月67,000円まで 補助	月67,000円まで 補助	月57,000円まで 補助																																

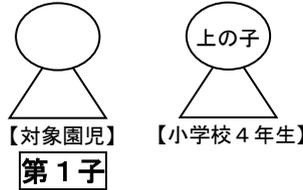
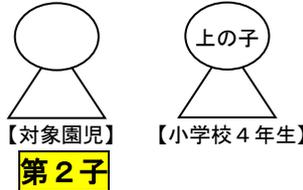
[保育の必要性あり]

子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	上記第1子と同じ	月 67,000 円まで 補助	月 57,000 円まで 補助
第2子	上記第2子と同じ		
第3子以降	上記第3子以降と同じ		

3 私立幼稚園の利用者への補助拡充の実施

(1) 多子計算に係る年齢制限の緩和

対象園児が、その世帯で何番目の子であるかを計算する際に、現行では小学校3年生までという制限があるが、これを以下のとおり緩和する（保育園はすでに緩和済み）。

現行	改正後
小学校3年生までの兄・姉	年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉
 <p>【対象園児】 第1子</p> <p>【小学校4年生】 上の子</p> <p>小学校3年生を超えているので、多子計算上では「第1子」となる。</p>	 <p>【対象園児】 第2子</p> <p>【小学校4年生】 上の子</p> <p>年齢制限が緩和されることで、多子計算上でも「第2子」となる。</p>

(2) 預かり保育を利用する満3歳児

満3歳児クラス（保育園でいう2歳児クラス）で3歳になった園児が預かり保育を利用する場合、非課税世帯のみ月16,300円を上限に補助を行っていたが、これを課税世帯であっても第2子以降であれば、同様に月16,300円まで補助する。

	世帯状況	子ども数	満3歳児クラス（約300名）	
			2歳	3歳
教育時間 9時～14時	問わず	問わず	拡充 [R5～] 月 33,000 円まで 補助 [拡充前： 月 3,500 円]	月 33,000 円まで 補助
預かり保育 （要保育の 必要性） 14時～	課税	第1子	補助なし	補助なし
		第2子	区独自補助 月 16,300 円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]	都事業 月 16,300 円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]
		第3子以降		
	非課税	問わず		月 16,300 円まで

※（ ）内の人数は対象者数

4 ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）における、利用料補

助の新設

(1) 内容

認可保育施設の待機児が利用料 1 時間 150 円でベビーシッターを利用できる制度について、今回課税世帯 0～2 歳児の第 2 子以降を対象に、この利用料に対して補助することとし、実質無償化する。

(2) 補助額

保育標準認定 = 月額 33,000 円限度 (11 時間×20 日)

保育短時間認定 = 月額 24,000 円限度 (8 時間×20 日)

子ども数	0～2 歳児		3～5 歳児
	課税	非課税	所得制限なし
第 1 子	補助制度無し	国制度 (子育てのための施設等利用費)	国制度 (子育てのための施設等利用費)
第 2 子	新設 月 33,000 円まで 補助 (約 10 人)	月 42,000 円まで 補助	月 37,000 円まで 補助
第 3 子以降			

※ ()内の人数は対象者数

教 育 委 員 会 報 告

令和5年8月31日

件 名	令和6年度ペアレント・メンター事業形態の方向性について																									
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課																									
内 容	<p>ペアレント・メンター事業について、令和6年度からの事業形態の方向性を報告する。</p> <p>1 検討理由</p> <p>(1) 学識経験者からの提言を踏まえ、ペアレント・メンター（以下「メンター」という。）を孤立させず、メンターと行政とのより緊密な連携を図ることで、こども支援センターげんきの相談機能との一体性を向上させる。</p> <p>(2) 拠点をこども支援センターげんきに移すことで、相談者の利便性を向上させる。</p> <p>(3) 区を主体にすることで、評価委員会から指摘された学校、保護者及び地域への周知やアウトリーチを進める。</p> <p>2 ペアレント・メンター事業形態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営主体</td> <td>受託事業者</td> <td>足立区</td> </tr> <tr> <td>拠 点</td> <td>法人事務所(青井)</td> <td>こども支援センターげんき</td> </tr> <tr> <td>相談回数</td> <td>週3回</td> <td>週3回</td> </tr> <tr> <td>相談受付</td> <td>週3回</td> <td>週5回</td> </tr> <tr> <td>相談対応</td> <td>受託事業者</td> <td>登録メンター</td> </tr> <tr> <td>コーディネート</td> <td>受託事業者</td> <td>会計年度任用職員</td> </tr> <tr> <td>経 費</td> <td>560万円</td> <td>約434万円※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 会計年度任用職員経費約330万円を含む。メンターのコーディネート業務を行う。</p> <p>(1) 研修体制 令和6年度からは、足立区が主催する。なお、養成研修・育成研修の実施方法は、東京都ペアレント・メンター事務局及び学識経験者等と協議をしていく。</p> <p>(2) メンターの活用（登録メンター） 区の条件を満たしたメンターを登録し、相談対応を依頼する方式とする。なお、メンターの登録方式については東京都に準ずる他、細部は検討中</p>		項 目	令和5年度	令和6年度	運営主体	受託事業者	足立区	拠 点	法人事務所(青井)	こども支援センターげんき	相談回数	週3回	週3回	相談受付	週3回	週5回	相談対応	受託事業者	登録メンター	コーディネート	受託事業者	会計年度任用職員	経 費	560万円	約434万円※
	項 目	令和5年度	令和6年度																							
運営主体	受託事業者	足立区																								
拠 点	法人事務所(青井)	こども支援センターげんき																								
相談回数	週3回	週3回																								
相談受付	週3回	週5回																								
相談対応	受託事業者	登録メンター																								
コーディネート	受託事業者	会計年度任用職員																								
経 費	560万円	約434万円※																								

教 育 委 員 会 報 告

令和5年8月31日

件 名	ギャラクカフェの運営事業者公募について										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課										
内 容	<p>こども未来創造館及び西新井文化ホール（以下「ギャラクシティ」という。）の施設運営の公平性の確保と営業の活性化を図るため、ギャラクシティ1階のギャラクカフェの運営事業者を公募により選定する。</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 名称 ギャラクシティ 1階ギャラクカフェ</p> <p>(2) 所在 足立区栗原一丁目3番1号</p> <p>2 行政財産目的外使用許可</p> <p>(1) 許可期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間</p> <p>(2) 使用料 選定事業者の提案価格とする。</p> <p>3 スケジュール（案）</p> <table border="1" data-bbox="429 1234 1383 1688"> <thead> <tr> <th data-bbox="429 1234 735 1290">日程</th> <th data-bbox="735 1234 1383 1290">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="429 1290 735 1391">令和5年10月</td> <td data-bbox="735 1290 1383 1391">第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10／10）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 1391 735 1491">令和5年12月</td> <td data-bbox="735 1391 1383 1491">第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 1491 735 1592">令和6年 1月</td> <td data-bbox="735 1491 1383 1592">第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 1592 735 1688">令和6年 4月</td> <td data-bbox="735 1592 1383 1688">使用許可開始</td> </tr> </tbody> </table>	日程	項目	令和5年10月	第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10／10）	令和5年12月	第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）	令和6年 1月	第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年 4月	使用許可開始
日程	項目										
令和5年10月	第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10／10）										
令和5年12月	第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）										
令和6年 1月	第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）										
令和6年 4月	使用許可開始										

教 育 委 員 会 報 告

令和5年8月31日

件 名	生涯学習総合施設（学びピア21）レストランの運営事業者公募について										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課										
内 容	<p>生涯学習総合施設（以下「学びピア21」という。）の施設運営の公平性の確保と営業の活性化を図るため、学びピア21の7階レストランの運営事業者を公募により選定する。</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 名称 学びピア21 7階レストラン</p> <p>(2) 所在 足立区千住五丁目13番5号</p> <p>2 行政財産目的外使用許可</p> <p>(1) 許可期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間</p> <p>(2) 使用料 選定事業者の提案価格とする。</p> <p>3 スケジュール（案）</p> <table border="1" data-bbox="429 1290 1383 1747"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月</td> <td>第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10/25）</td> </tr> <tr> <td>令和6年 1月</td> <td>第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）</td> </tr> <tr> <td>令和6年 3月</td> <td>第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）</td> </tr> <tr> <td>令和6年 4月</td> <td>使用許可開始</td> </tr> </tbody> </table>	日程	項目	令和5年10月	第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10/25）	令和6年 1月	第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）	令和6年 3月	第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年 4月	使用許可開始
日程	項目										
令和5年10月	第1回プロポーザル選定委員会 募集要項公表（あだち広報10/25）										
令和6年 1月	第2回プロポーザル選定委員会 第一次審査（書面審査）										
令和6年 3月	第3回プロポーザル選定委員会 第二次審査（プレゼンテーション審査）										
令和6年 4月	使用許可開始										

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年8月31日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱状の不 交付について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課
内 容	<p>令和5年第6回教育委員会定例会で、議案を提出し議決いただいた足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱について、下記の理由により、1名に対し委嘱状の交付ができなかったため報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者 廣島 清次 様（区内団体：足立区認証保育所連絡会会長）</p> <p>2 不交付理由 令和5年7月3日 ご逝去のため</p>

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年8月31日

件 名	いづみ保育園の再開後の状況について																								
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																								
内 容	<p>令和5年8月1日から園児が入所し、保育を再開した「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの社）」が、認可定員を変更することになったので報告する。</p> <p>1 認可定員の変更</p> <p>法人より、令和5年10月1日以降の認可定員を変更する旨の申出があり、東京都がこれを承認した。</p> <table border="1" data-bbox="443 813 1399 996"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>0人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td><u>6人</u></td> <td><u>5人</u></td> <td><u>5人</u></td> <td><u>4人</u></td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の方針</p> <p>10月入所申込みより、上記の変更後の認可定員で受付を開始するとともに、引き続き、保育再開後の園の状況等を定期的に確認し、安定した適切な保育環境が継続されるように指導・助言を行っていく。</p>	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	変更前	0人	10人	10人	0人	0人	0人	20人	変更後	<u>6人</u>	<u>5人</u>	<u>5人</u>	<u>4人</u>	0人	0人	20人
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																		
変更前	0人	10人	10人	0人	0人	0人	20人																		
変更後	<u>6人</u>	<u>5人</u>	<u>5人</u>	<u>4人</u>	0人	0人	20人																		

事業実施報告（7月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	2日（日） 9日（日） 16日（日） 23日（日） 30日（日）	新田地域学習センター他	34人
科学体験講座	1日（土） 9日（日） 16日（日）	ギャラクシティ	71人
めざせキャンプの達人	2日（日）	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	12人
あだち日曜教室	9日（日）	梅田地域学習センター	22人
ジュニアリーダー研修会	2日（日）	生涯学習センター	40人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ （中学生・小6対象）	15日（土）～17日（月）	国立中央青少年交流の家	105人
0からENGLISH	8日（土）	文教大学	46人
二十歳の集い実行委員会	13日（木）	1205B 会議室	13人
	27日（木）	1203 会議室	12人

事業実施予定（8月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	6日（日） 13日（日） 20日（日） 27日（日）	新田地域学習センター他	30人
科学体験講座	13日（日） 20日（日） 26日（土）	ギャラクシティ	50人
あだち日曜教室	13日（日）	梅田地域学習センター	31人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後研修会 （中学生・小6対象）	19日（土）	千寿本町小学校	105人
ジュニアリーダー スーパー研修会	20日（日）	こども支援センターげんき	56人
凧づくり講習会	19日（土）	午前：綾瀬小学校 午後：千寿本町小学校	150人
科学・ものづくり体験教室	1日（火）～31日（木）	自宅（※オンデマンド配信）	290人
体験！1日大学生	26日（土）	帝京科学大学	65人
二十歳の集い実行委員会	10日（木）	1203 会議室	17人
	24日（木）	1205B 会議室	17人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年8月31日

件 名	旧千寿第五小学校跡地の私立学校認可について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>旧千寿第五小学校跡地に開校予定の私立不登校特例中学校について、令和5年8月10日付で東京都より認可されたので情報連絡する。</p> <p>1 新校の名称等 学校法人三幸学園 東京みらい中学校 住所：足立区足立一丁目13-26</p> <p>2 開校予定日 令和6年4月1日</p> <p>3 募集予定人数 令和6年度の募集は80名 （新1年生20名、新2年生30名、新3年生30名） 令和8年度は、合計240名（各学年80名）を予定</p> <p>4 私立不登校特例校の通学生への経済的支援 足立区独自の助成については、令和6年度当初予算への計上を予定しており、対象者や支援額について検討中</p> <p>【参考：他の支援】 (1) 東京都私学財団による「私立中学校等授業料軽減助成金事業」 年額10万円（東京都在住者向け、所得要件あり） (2) 三幸学園による足立区民向け支援（検討中） 入学検定料全額免除、入学金半額免除</p>

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(7月)

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/3(月)～ 7/13(木)	千寿小学校含む 計 26 校	-
あだち放課後子ども教室安全管理講習会	7/5(水) 7/14(金) 7/19(水) 7/26(水) 各 10:00～11:30	梅田地域学習センター 花畑地域学習センター 生涯学習センター 伊興地域学習センター	36 人 29 人 28 人 38 人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 ～運動機能向上のためのトレーニング(前期高齢者の運動指導)～	7/8(土) 13:00～17:00	生涯学習センター	26 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート	7/18(火) ①11:00～12:15 ②13:30～14:45	六町ミュージアム・フォー ーラ	① 8 人 ②10 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	7/18(火)	鹿浜未来小学校	12 人 (2-4年生)
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「植物クラフト押し花カード作り(ブーケ)」	7/26(水)	中島根小学校	3 人

事業実施予定(8月)

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室安全管理講習会	8/4(金) 8/19(土) 各 10:00～11:30	舎人地域学習センター 勤労福祉会館	35 人 40 人
読み語りキャラバン in0歳からのファミリーコンサート	8/11(金・祝) 10:30～10:50	生涯学習センター	150 人
0歳からのファミリーコンサート	8/11(金・祝) 11:00～12:00	生涯学習センター	150 人
読み語りキャラバン in すかいきつず(放課後等デイサービス)	8/29(火) 10:30～11:00	すかいきつず (放課後等デイサービス 西保木間)	20 人